



病気やケガで障害が残った場合の 障害厚生年金について

障害厚生年金は、一般組合員期間中に初診日のある病気やケガにより、日常生活や労働に支障をきたすような一定の障害状態（障害等級1～3級）と認定された場合に受け取ることができる年金です。認定されると、在職中であっても障害厚生年金が支給されます。

受給要件 ▶ 次の ①、②、③ すべてを満たす必要があります。

- ① 障害の原因となった傷病の初診日において一般組合員（厚生年金被保険者）であること。
- ② 障害認定日（原則、初診日から起算して1年6月を経過した日）または障害認定日後65歳に達する日の前日までの間に障害等級1級から3級までの状態であること。
- ③ 国民年金法における保険料の納付要件を満たしていること。

障害認定日の特例

▶ 治療効果が期待できない状態（症状固定）などの特例症例の場合は、1年6月経過前に障害認定日が設定されます。

特例症例の現症	障害認定日
喉頭全摘出	喉頭全摘出日
人工骨頭、人工関節を挿入置換	挿入置換日
切断または離断による肢体の障害	切断または離断日（障害手当金は創面治癒日）
脳血管障害による機能障害	初診日から6か月を経過した日以降（固定と認められた場合）
在宅酸素療法	開始日（常時使用の場合）
人工弁、心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器（ICD）	装着日
心臓移植、人工心臓、補助人工心臓	移植日または装着日
CRT（心臓再同期医療機器）	装着日
CRT-D（除細動器機能付き心臓再同期医療機器）	装着日
胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管（ステントグラフトを含む）を挿入置換	挿入置換日
人工透析療法	透析開始日から起算して3か月を経過した日
人工肛門造設、尿路変更術	造設日または手術日から起算して6か月を経過した日
新膀胱造設	造設日
遷延性植物状態	状態に至った日から起算して3か月を経過した日以降

対象となる障害程度とは？

▶ 傷病名だけで認定されるわけではありません。また、障害者手帳等の等級とは異なります。

障害年金の対象となる病気やケガは、手足の障害などの外部障害のほか、精神障害や内部障害（がん、糖尿病、心疾患など）も対象となります。その傷病により、日常生活や労働において制限を受ける状態に至ったもので、障害程度により1級から3級に区分されます。請求に当たっては、**障害認定日と現在（請求時点）の症状が、下記の障害等級に該当する可能性があるか、主治医とよくご相談ください。**

障害等級（注）		1級	人の介助を受けなければほとんど自分の用を済ませることができない程度
		2級	日常生活に著しい制限を受ける程度
		3級	労働に著しい制限を受ける程度

（注）障害程度は国民年金法および厚生年金保険法に基づくもので、当共済組合の審査医が障害程度の認定を行います。

お問い合わせの前に

▶ 障害年金請求手続のご案内を適切に行うために、以下について事前にご確認いただきますようお願いいたします。

ご相談の際に、①傷病名、②その傷病により初めて医療機関を受診した日（初診日）、③医療機関の受診経過、④障害の状態の4点をお伺いしますので、あらかじめ内容を整理した上でお問い合わせください。なお、**初診日が不明の場合、障害認定日を設定できず適切な請求手続のご案内ができないため、②は特に重要です。**

問合せ先

給付貸付課年金担当

☎ 03-5320-6828